

近江八幡市安土町 下豊浦北原地区
水害・土砂災害に強い地域づくり計画

令和7年9月

近江八幡市 北原自治会

目次

第1章 この計画の範囲	1
第2章 水害・土砂災害に強い地域づくり計画策定の必要性	2
2.1 土地利用・地形	2
2.2 水害リスク	3
(1) 近年の水害発生時の状況	3
(2) 1/200年確率で発生する大雨が降った場合	4
(3) 1/100年確率で発生する大雨が降った場合	5
(4) 1/10年確率で発生する大雨が降った場合	6
(5) 琵琶湖洪水浸水想定区域図（想定最大規模）	7
(6) 家屋水没発生確率図	8
2.3 土砂災害リスク	9
2.4 計画策定の必要性	11
第3章 そなえる対策（避難の考え方）	12
3.1 避難の方針	12
3.2 避難計画の概要	13
3.2.1 水害・土砂災害を想定した避難行動のタイムラインについて	13
3.2.2 情報（判断の目安）の入手方法	14
3.2.3 避難の基礎知識	21
3.3 地区別避難計画	25
3.3.1 北原地区の避難計画	27
(1) 当該地区で想定される水害や土砂災害の特徴	27
① 浸水による水平避難	27
② 土砂災害による水平避難	29
③ 避難経路（北原地区～安土コミュニティセンター）	30
(2) 水害・土砂災害を想定した避難行動のタイムライン（北原地区）	32
(3) 避難場所：安土コミュニティセンター ～防災マップ～（北原地区）	34
避難場所：安土コミュニティセンター ～防災マップ～（下豊浦地区全体）	35
(4) 区の避難行動時の連絡系統（北原地区）（案）	36
(5) 関係機関連絡先（北原地区）	36
(6) 今後の課題（北原地区）	37
① 避難体制づくりに向けた課題の整理	37
② 防災訓練の実施	37

③ 本計画の定期的な見直し	38
---------------------	----

第4章 とどめる対策（安全な住まい方）	39
----------------------------------	-----------

4.1 水害に強いまちづくり・住まいの方針	39
4.2 まちを守る農地を守りましょう	39
4.3 リスクに応じた住まい方	40
4.4 「浸水警戒区域制度」の活用	42

第1章 この計画の範囲

この計画は、下豊浦地区のうち、小中之湖の干拓地内を対象とします。下豊浦地区の中で水害・土砂災害リスクの予測はさまざまですが、予測されていないことが起こるかもしれない、災害時には地区全体で助け合うことが必要だからです。

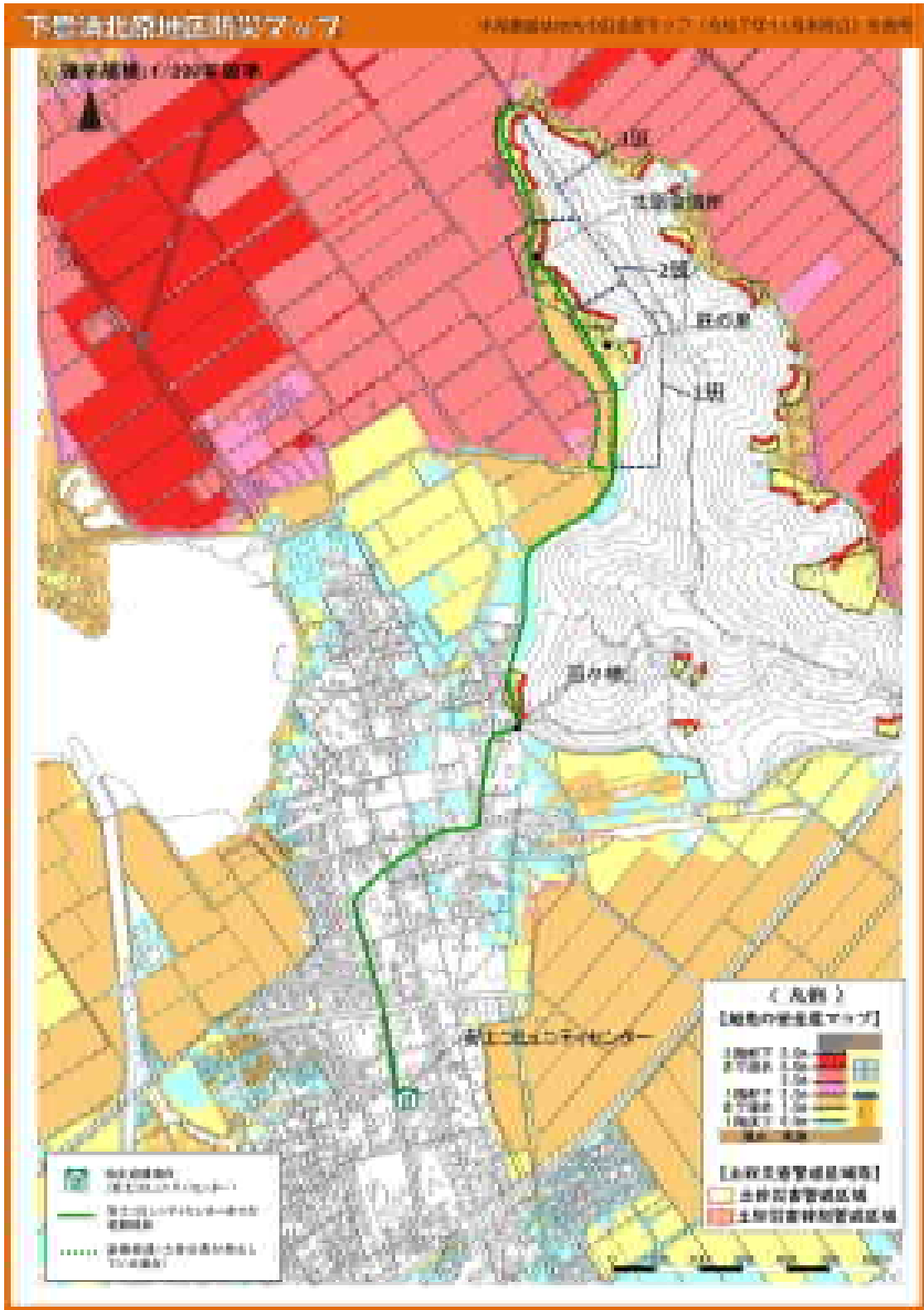


図 1.1 この計画の範囲

第2章 水害・土砂災害に強い地域づくり計画策定の必要性

2.1 土地利用・地形

- ✓ 下豊浦地区は大部分が田畑として利用されています。
- ✓ 居住地は、大津能登川長浜線(県道2号)の北部及び南部に1571世帯が位置しています。
- ✓ 避難所は下豊浦鷹飼線(県道199号)に面する「安土コミュニティセンター」があります。
- ✓ 西の湖と安土山に囲まれ、小中之湖干拓地の水田は一様に地盤が低くなっています。

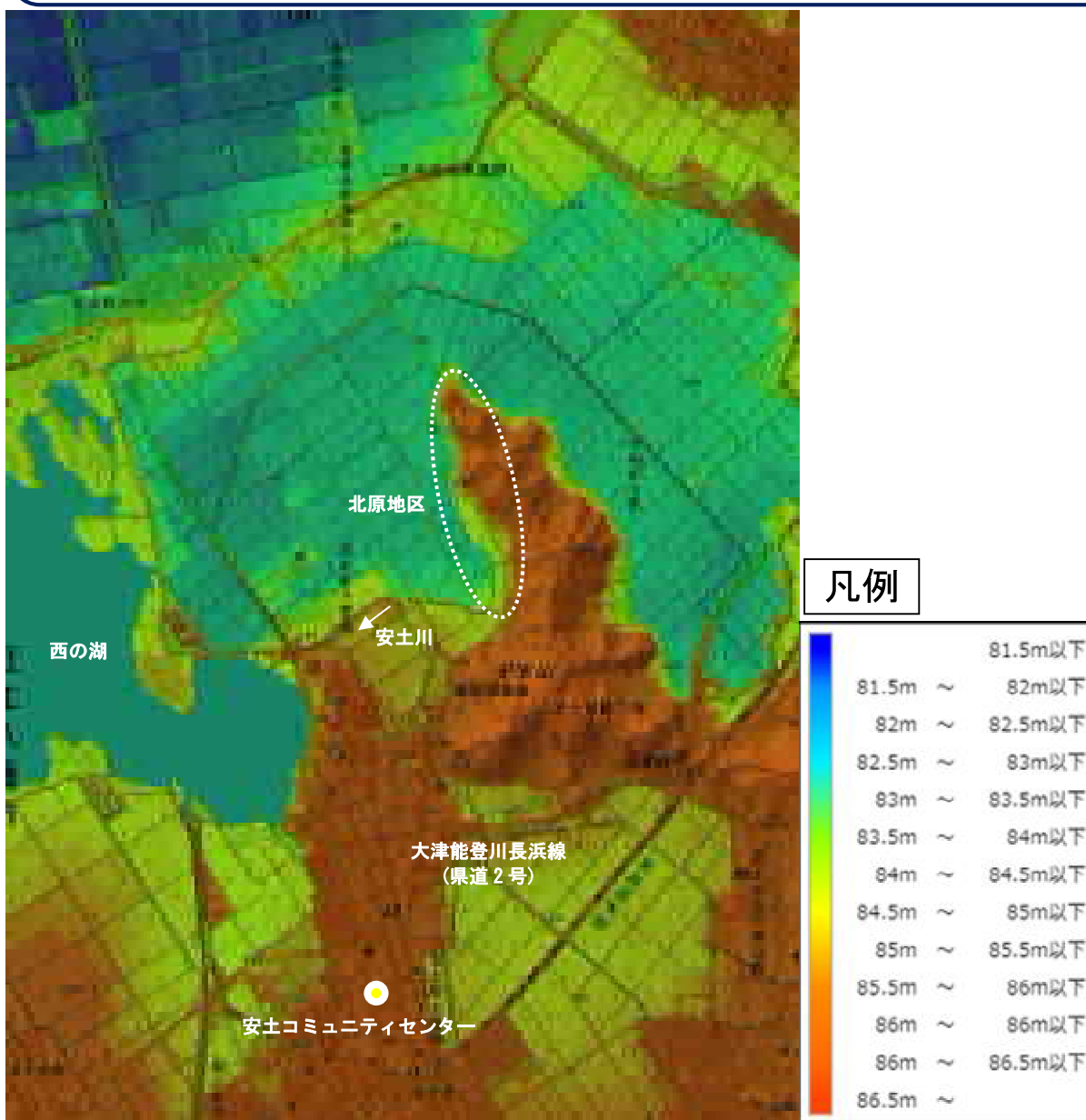


図 2.1 国土地理院 色別標高図 (北原地区~安土コミュニティセンター)

2.2 水害リスク

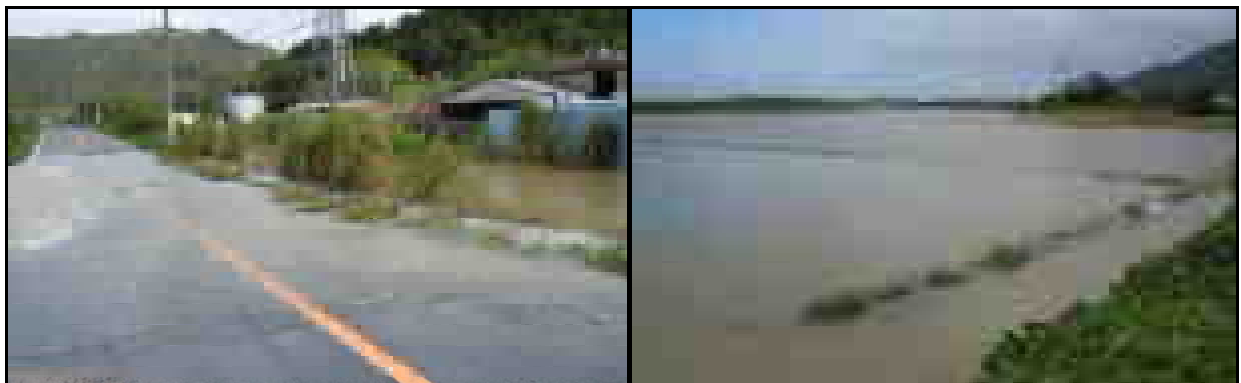
(1) 近年の水害発生時の状況

- ✓ 下豊浦地区では、昭和 28 年台風 13 号（9月 23～25 日）により西の湖の堤防の一部が決壊し、浸水被害が生じました。
（期間雨量：約 200mm、水位：約 1m（※きぬがさ町城東、中央付近。水害経験者談。正確な記録は残っていない。）、死者：43 名、住家全壊：522 戸、半壊：1,198 戸、床上浸水：9,390 棟、床下浸水：29,284 棟）
- ✓ また、平成 25 年台風 18 号（9月 15 日、16 日）により大津能登川長浜線（県道 2 号）が冠水し、水田の広い範囲に浸水が生じました。
（最大雨量：約 70mm/1 時間、約 300mm/24 時間、水位：B.S.L+0.77m（琵琶湖平均。9/18 0 時時点）、死者：1 名、住家全壊：10 戸、半壊：279 戸、一部損壊：439 戸、床上浸水：49 棟、床下浸水：497 棟）



出典：滋賀県水害情報発信サイト

写真 2.1 昭和 28 年台風 13 号 西の湖破堤



大津能登川長浜線（県道 2 号）冠水

水田浸水

写真 2.2 平成 25 年台風 18 号 水害被害の様子

(2) 1/200 年確率で発生する大雨が降った場合

- ✓ 滋賀県の地先の安全度マップによれば、河川整備の水準を大きく超える 1/200 年確率で発生する大雨では、一部の家屋で2階床下（水深 2~3m）まで水面が達する可能性があります。

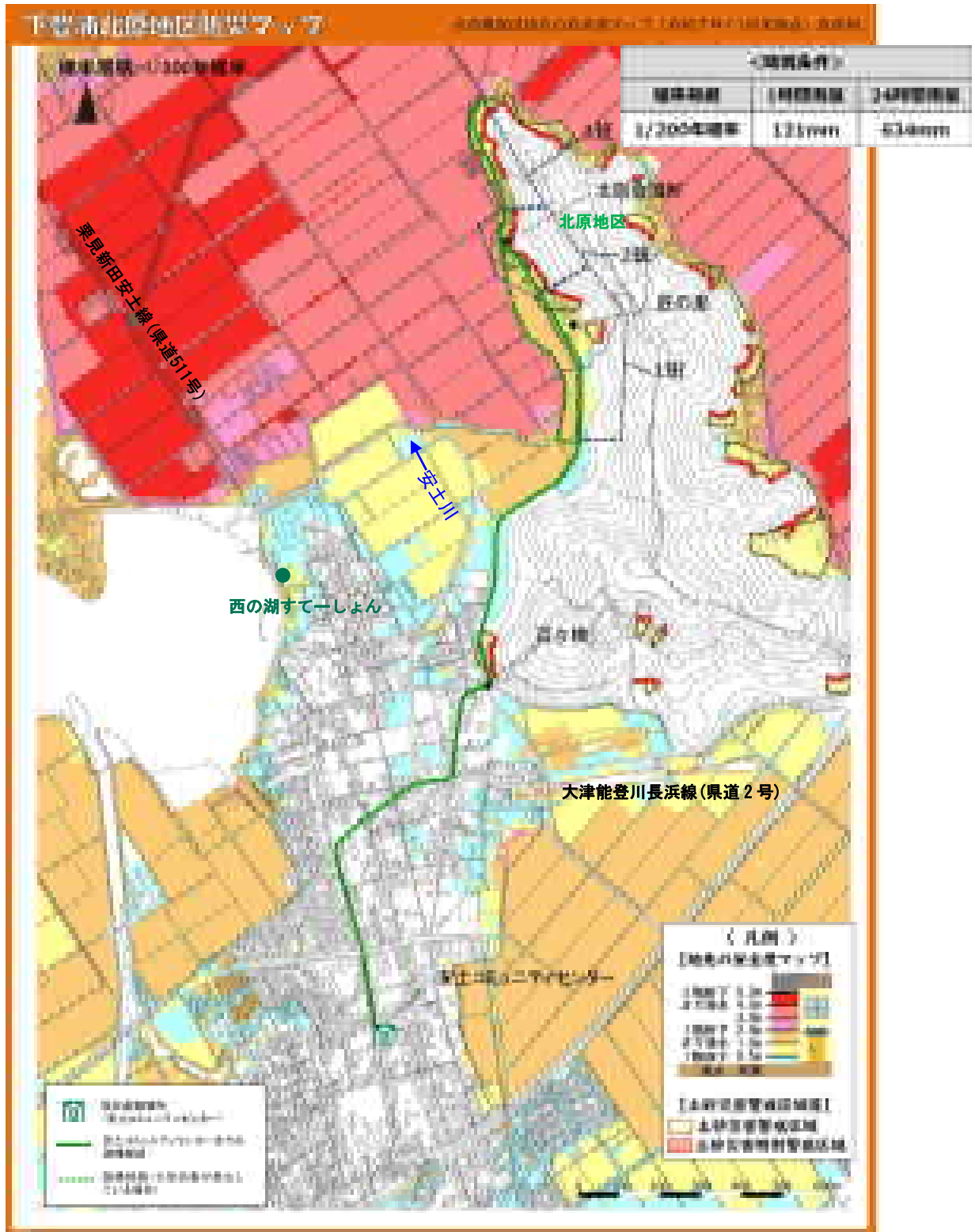


図 2.2 地先の安全度マップ 最大浸水深図（降雨規模 1/200）

(3) 1/100年確率で発生する大雨が降った場合

- ✓ 滋賀県の地先の安全度マップによれば、1/100年確率で発生するこれまで経験したことがないような大雨では、一部の家屋で2階床下（水深2～3m）まで水面が達する可能性があります。



図 2.3 地先の安全度マップ 最大浸水深図（降雨規模 1/100）

(4) 1/10年確率で発生する大雨が降った場合

- ✓ 滋賀県の地先の安全度マップによれば、1/10年確率で発生する比較的頻繁に起こり得る大雨においても、地盤高の低い水田で浸水が生じる可能性があります。

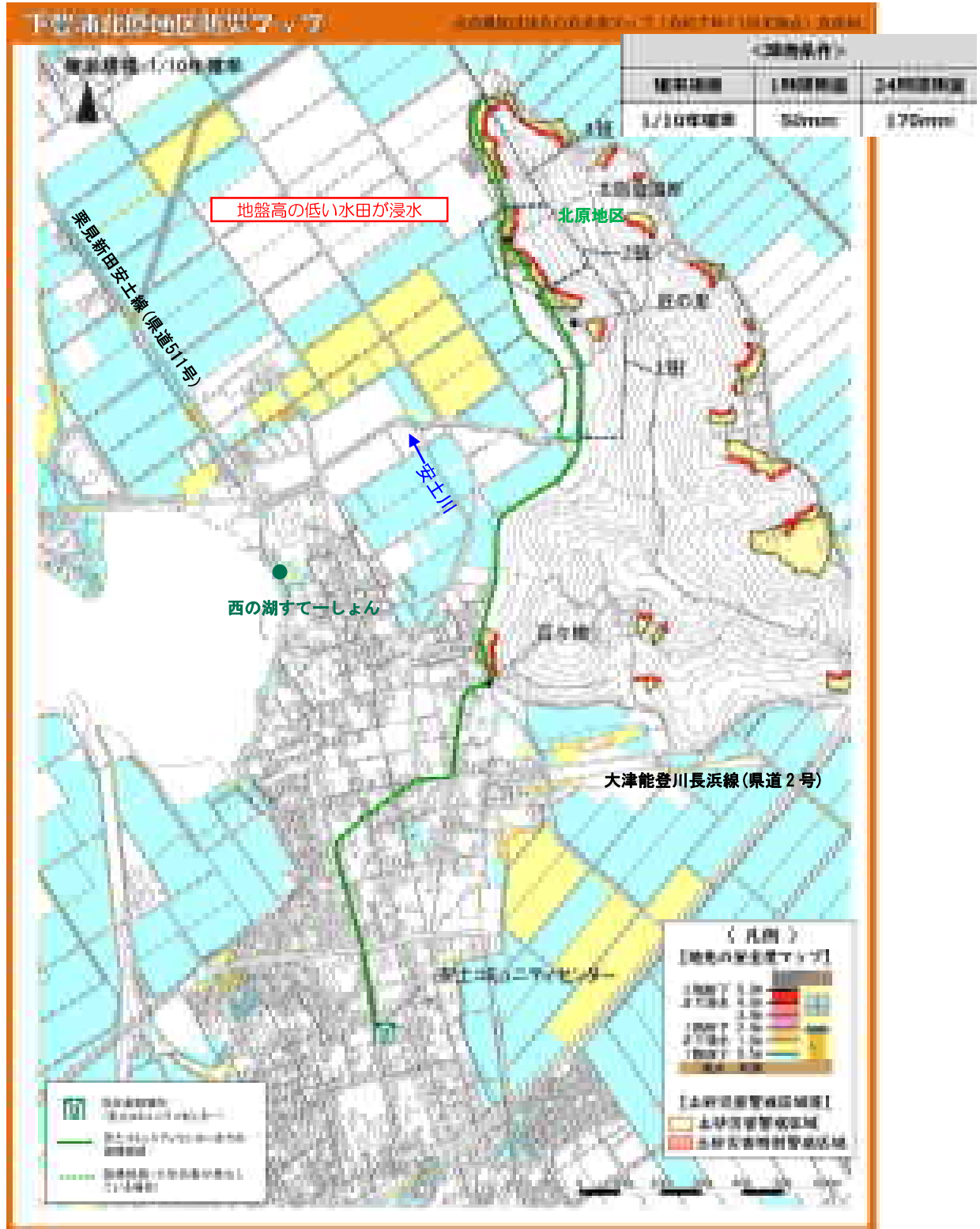


図 2.4 地先の安全度マップ 最大浸水深図（降雨規模 1/10）

(5) 琵琶湖洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

- ✓ 想定最大規模降雨に伴う洪水により琵琶湖が氾濫した場合、沿岸や干拓地内で浸水が生じる可能性があります。干拓地内では、最大約5m浸水するリスクがあります。
- ✓ 浸水深が3m以上になると、多くの家屋で2階床下まで水面が達します。

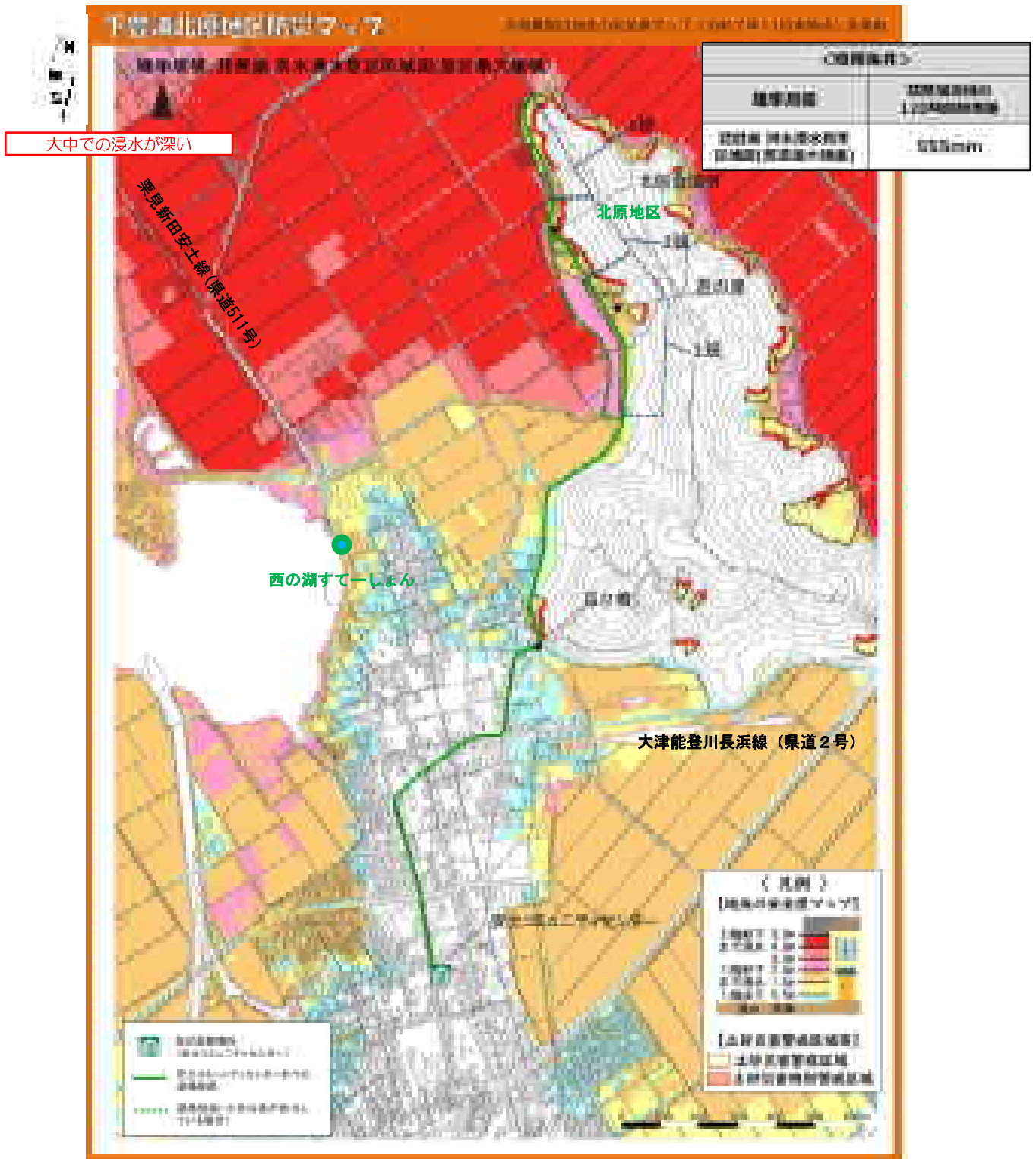


図 2.5 琵琶湖洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

(6) 家屋水没発生確率図

- ✓ 下豊浦地区では、1/200 年確率で発生する大雨が降った場合に浸水深が 3m以上となる可能性があります。
- ✓ 浸水深が 3m以上になると、多くの家屋で2階床下まで水面が達します。

※大雨が降った場合に、家屋水没(3m以上の浸水)が発生する確率を示しています。



図 2.6 家屋水没発生確率図

2.3 土砂災害リスク

- ✓ 下豊浦北原地区の安土山の山際斜面が土砂災害警戒区域（■）や土砂災害特別警戒区域（■）に指定されています。



図 2.7 土砂災害のおそれがある区域

土砂災害について

○土砂災害の種類



がけ崩れ



土石流

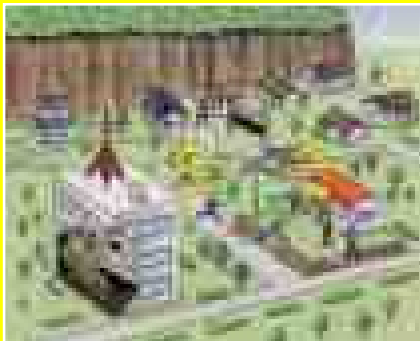


地すべり

○県が実施する基礎調査の結果により、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が指定されます。

<p style="text-align: center;">土砂災害警戒区域（イエローゾーン） ＜土砂災害のおそれがある区域＞</p>
<p style="text-align: center;">土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン） ＜建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域＞</p>

○指定されると…



イエローゾーン・レッドゾーンとも

○警戒避難体制の整備

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるよう、警戒避難体制の整備が図られます。

レッドゾーンではさらに



○建築物の構造規制

新築・増改築の建築確認の際、想定される衝撃に対し、建築物が安全であるか確認されます。



○特定開発行為に対する許可制

住宅宅地分譲や、老人ホーム、病院などの災害時要援護者関連施設の建築を行う場合の開発行為には許可が必要です。



○建築物の移転勧告

著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転を勧告される場合があります。

第3章 そなえる対策（避難の考え方）

3.1 避難の方針

【大型台風など、事前に大雨が予測される時】

- ✓ 早い段階（明るい時間帯、浸水が無い状態のとき）に避難場所に行くことが第一！
- ✓ 出来るだけ早い段階で、安全なルートを使って、安全な場所に避難する！
 - 水が深くなる方向・流れの速い区域に近づかない！
 - 流れが速い、溢れそうな危険な川・水路は避けて移動する。

【家の周りが浸水し、逃げ遅れた場合】

- ✓ 自宅の2階など、より高く安全な場所に避難する。

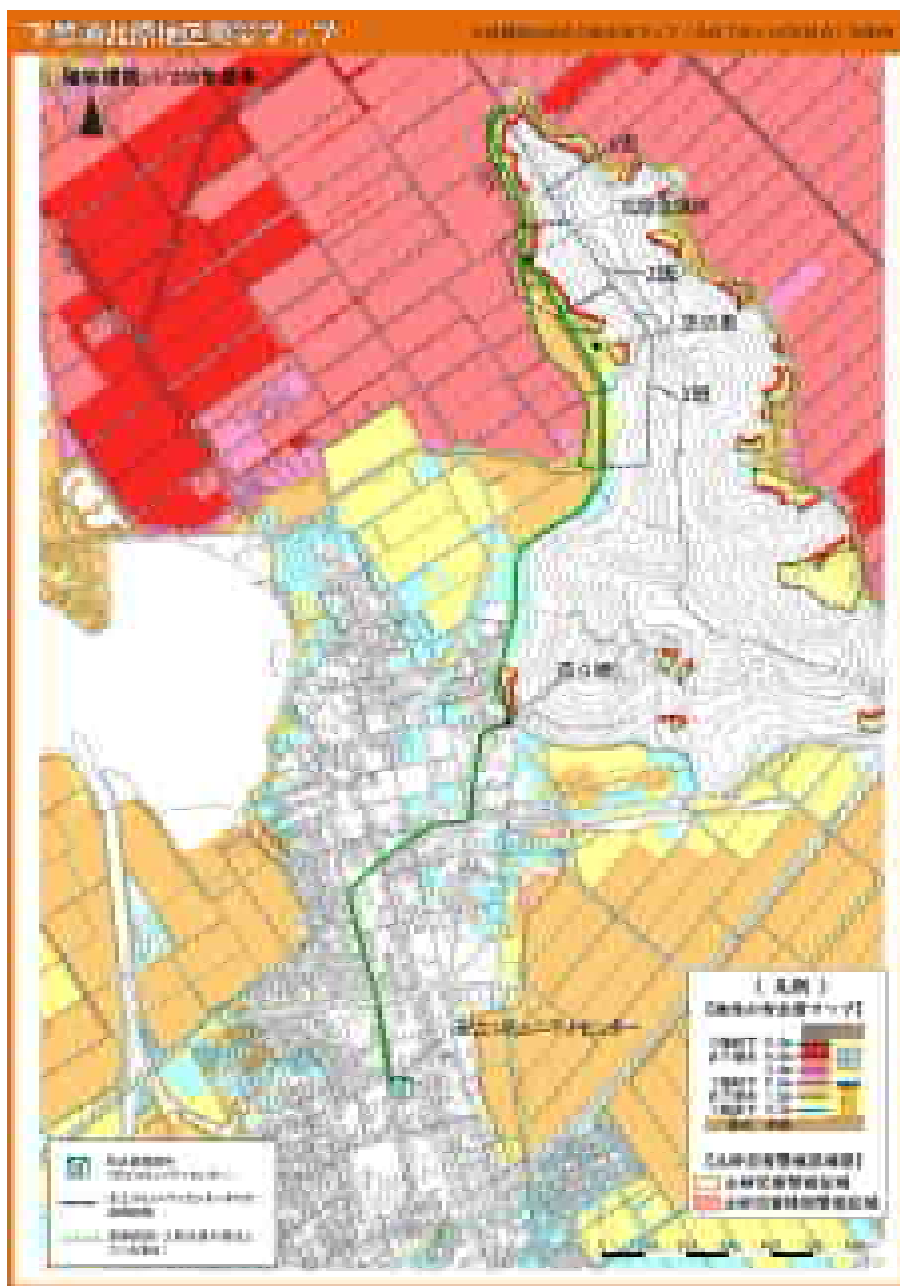


図 3.1 北原地区防災マップ（北原地区～安土コミュニティセンター）

3.2 避難計画の概要

3.2.1 水害・土砂災害を想定した避難行動のタイムラインについて

水害・土砂災害が想定される場合のタイムライン*として、[縦軸]に「判断の目安」、[横軸]に各判断の目安に対する「下豊浦4地区の自治会と住民の避難行動（避難準備や避難先、逃げ遅れた時の対応など）」について考えていきます。

※タイムラインとは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画で、本計画は住民の方に特化して作成しています。

今後、「いつ」「だれが」「なにをやるか」をより詳しく検討していきます。

また、各行動段階の判断は、以下の「判断の目安」を参考にします。

■ 待機・注意段階

① 大雨・洪水警報の発表があった時。

■ 準備段階

② 大型台風の襲来が予想される時。

③ 特別警報が発令されている時。

④ 浸水被害が地区内で発生しそうな時。

■ 避難段階

⑤ 土砂災害降雨危険度メッシュ単位情報が「紫(Level4)」になった時。

⑥ 高齢者等避難、避難指示が発令された時点。

⑦ 各地先の浸水状況。

⑧ 幹線及び支線排水路、琵琶湖の水位、西の湖の水位。

⑨ 土地改良区のポンプが停止。

■ 状況確認・避難解除段階

⑩ 土砂災害メッシュ情報・避難指示等が解除された時。

⑪ パトロール結果により安全が確保された時。

なお、各地区で設定した水害・土砂災害を想定した避難行動タイムラインは後述の「3.3 地区別避難計画」でとりまとめています。

3.2.2 情報（判断の目安）の入手方法

✓ 避難開始を判断するに当たって必要な情報は、以下より入手することができます。

表 3.1 避難開始の判断に必要な情報の収集方法一覧

項目	必要な情報	情報収集方法
自主防災本部の 立ち上げ	大雨・洪水警報	<ul style="list-style-type: none"> ・しらがメール・LINE （気象情報） ・滋賀県土木防災情報システム
琵琶湖の水位	B.S.L+0.70m （氾濫注意水位） B.S.L+0.80m （避難判断水位）	<ul style="list-style-type: none"> ・しらがメール・LINE （水位観測情報） ・滋賀県土木防災情報システム
西の湖の水位	B.S.L+0.70m B.S.L+0.80m	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県土木防災情報システム
土砂災害情報	土砂災害警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> ・しらがメール・LINE （土砂災害）
	下豊浦地区 土砂災害降雨危険度「紫」	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県土木防災情報システム
警戒レベル3 高齢者等は避難	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・近江八幡市 LINE 公式アカウント ・近江八幡市 Town-Mail ※メールは、令和8年3月31日サービス終了予定
警戒レベル4 全員避難	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・近江八幡市 LINE 公式アカウント ・近江八幡市 Town-Mail ※メールは、令和8年3月31日サービス終了予定

■ 近江八幡市 LINE 公式アカウント、Town-Mail による情報入手

- 近江八幡市では、LINE 公式アカウント、メール配信サービスにより、災害や防災などの緊急性の高い通知を送信しています。
- あらかじめユーザ登録していただくと、避難時に必要な情報（登録時に選択いただいたご希望の情報）をお手持ちのスマートフォンや携帯電話、パソコンにお届けします。
- 避難情報は近江八幡市から発令されます。県の「しらしが」サービスからは通知されませんので、市のサービスをご活用ください。



《近江八幡市 LINE 公式アカウント 案内ホームページ URL》

https://www.city.omihachiman.lg.jp/soshiki/joho_seisaku/Digital_Transformation/LINE_official_account.html

- アカウント ID @omihachiman-city
- 下の QR コードからでも登録できます。



■風水害における避難フロー

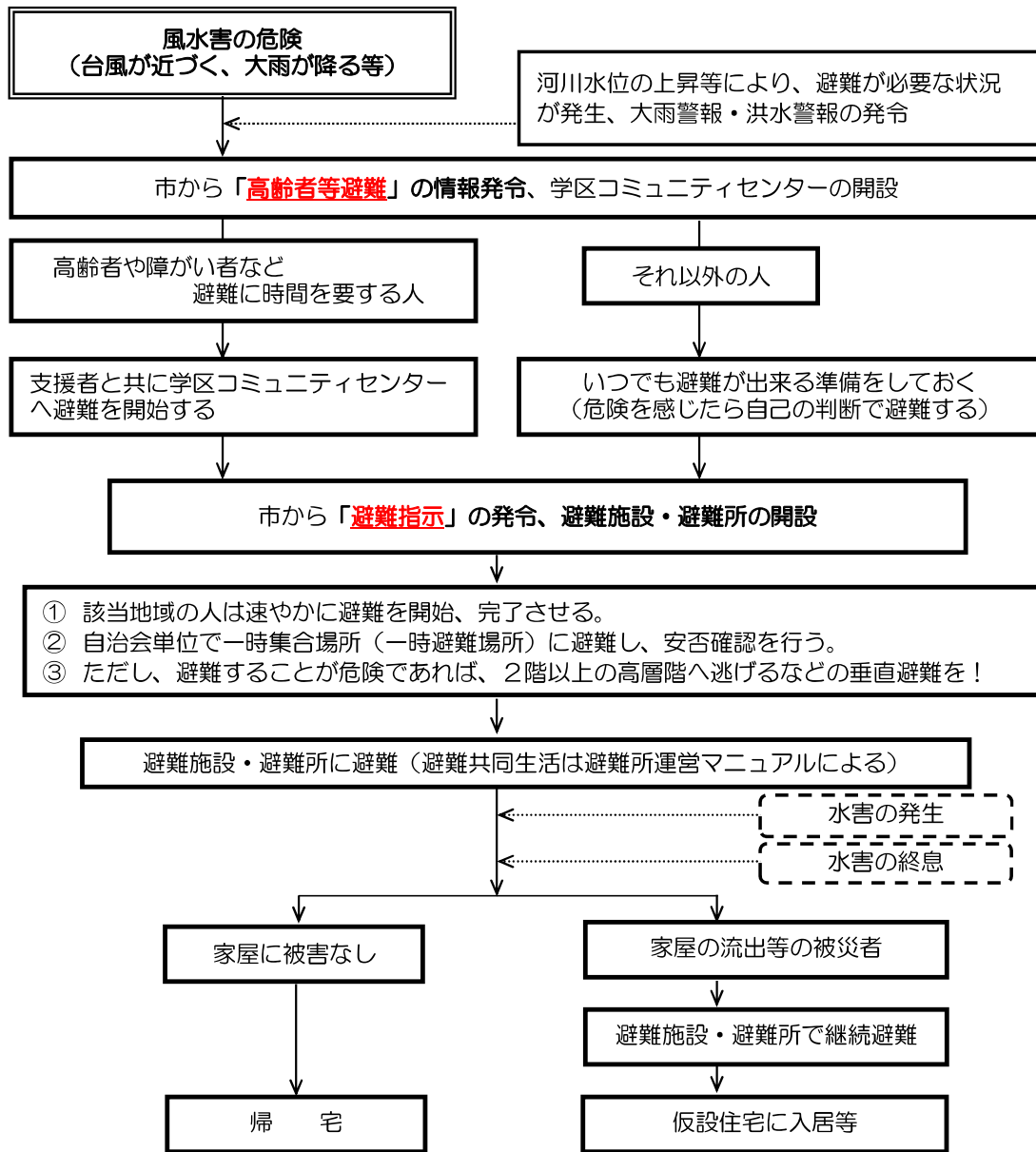


図 3.2 風水害における避難フロー

避難場所の定義

- ① 一時集合場所（一時避難場所）：避難者が1階や2階の部屋などに滞在し、周辺で安全確認を行い、その場、避難施設や避難所に移動します。
- ② 避難所：避難所は、水害等によって、市が指定する一時的に避難が可能な場所であり、避難生活が長引く場合は避難施設に移動します。
- ③ 避難施設：市が指定する避難施設であり、災害時に供給した飲料水、電気、暖房等の設備を備え、学区単位で1階が1・2階以上に避難生活が可能な地域が指定場所（学区コミュニティセンター等）とする計画

■琵琶湖の水位が B. S. L. +0. 7m(氾濫注意水位)、B. S. L. +0. 8m(避難判断水位) を超えた時

- 琵琶湖の水位情報は、自主防災組織の役員やパソコンやスマートフォンを閲覧できる人が確認し、自主防災組織からのページング放送や班長への連絡等で情報を共有します。
- 琵琶湖の最新水位が B.S.L.+0.7m を超えたら高齢者等が、B.S.L.+0.8m を超えたらその他の方も、避難開始します。

《滋賀県土木防災情報システムのホームページ URL》

http://shiga-bousai.jp/sp/wl/wl_table.php?id1=7&id2=0&id3=0&id4=0

「琵琶湖」の最新水位を確認



QR コード



図 3.3 水位観測情報(琵琶湖)

■土砂災害降雨危険度メッシュ単位情報が「紫」になった時

- メッシュ単位情報は、自主防災組織の役員やパソコンやスマートフォンを閲覧できる人が確認し、自主防災組織からのページング放送や班長への連絡等で情報を共有します。
- 土砂災害降雨危険度メッシュ単位情報で「避難の目安」に達した時点で避難を開始します。



土砂災害危険度とは、土砂災害警戒情報を補足するため、地域の詳細な土砂災害発生危険度を情報提供するものです。土砂災害警戒情報とあわせ、避難の目安に活用ください。

《土砂災害降雨危険度ホームページ URL》

<https://shiga-bousai.jp/dosya/mesh/SoilWarningMesh.php?day=2025-02-20&time=14:00&id1=11&id2=0&id3=0&id4=0&sid=0>



QR コード

図 3.5 土砂災害降雨危険度（メッシュ単位情報）

3.2.3 避難の基礎知識

(1) 避難における注意点

防災情報の伝え方～警戒レベルが5段階に～

- ✓ 住民の皆さんが災害発生の危険度を直感的に理解し、的確に避難行動ができるようになるため、避難に関する情報や防災気象情報等の防災情報を5段階の「警戒レベル」を用いて伝えられます。
- ✓ 市町村から避難情報が発令された場合には、テレビやラジオ、インターネット、防災無線等により伝達されます。

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル 5 （避難勧告 または避難指示）	既に災害が発生・切迫 している状況です。 直ちに避難してください。 特に高齢者や障害者 は避難をお願いします。	緊急安全確保 （市町村が発令） 市町村では避難の危険な状況に 対応できない状況では避難を 指示し、警戒レベルが 5に達した場合は避難が 必要です。
警戒レベル 4 （避難勧告 または避難指示）	災害が発生する危険が 高まっています。 速やかに危険な場所から 避難先へ避難をお願いします。	避難指示 （市町村が発令） 避難指示には、市町村が 災害発生による被害を防止 するために避難を促します。
警戒レベル 3 （避難勧告 または避難指示）	避難に時間がかかる人 （高齢の方、障害のある 方、乳幼児等）とその他 要援者は危険な場所から 避難をお願いします。その 他人は、避難の準備を 整えましょう。	高齢者等避難 （市町村が発令）
警戒レベル 2	大雨に備え、ハザードマップ 等により、自分の避難 行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 （気象庁が発令）
警戒レベル 1	自宅への心構えを高めま しょう。	早期注意情報 （気象庁が発令）

図 3.6 警戒レベルと避難行動（政府広報オンラインより）

下豊浦地区には水路と隣り合わせの避難経路（道路）があり、道路が浸水すると水路との境界がわからなくなります。このときに避難すると誤って水路に落ちて大変危険です。全国では過去に避難中に水路に落ちて人身事故となった事例があります。

避難する際、道路が見えず身の危険を感じた場合は、無理して避難せずに自宅に待機して救助を待ちましょう。

■避難指示の発令について

気象警報等発表時における市町村の対応や住民の行動の例を記します。

避難情報、気象情報等およびとるべき行動

警戒レベル 避難情報 (市が発令)	河川洪水予報 気象情報等 警戒レベル 相当情報等	発令時の状況	発令されたらこんな行動を！
警戒レベル5 緊急安全確保	氾濫発生情報 特別警報 警戒レベル5 相当情報	●災害発生または切迫している状況。	●命の危険 直ちに安全確保！
<警戒レベル4までに必ず避難！>			
警戒レベル4 避難指示	氾濫危険情報 土砂災害警戒 情報 警戒レベル4 相当情報	●災害発生のおそれが高い状況。	●危険な場所から全員避難してください。 ●避難中の人は、確実に避難を完了してください。 ●時間の余裕がない時や既に周囲が浸水しているなど避難先までの移動が危険な場合は、近くの安全な場所や自宅内の安全な場所（2階への垂直避難など）に避難してください。
警戒レベル3 高齢者等避難	氾濫警戒情報 大雨警報 洪水警報 警戒レベル3 相当情報	●災害発生のおそれがある状況。	●高齢者等（障がいのある方、乳幼児、妊産婦など）の避難に時間を要する人は、危険な場所から避難してください。 ●普段の行動を見合わせ始めたり、夜間に災害が起きる恐れがあるなど、危険を感じたら早めの自主避難を心がけましょう。 ●その他の人は、避難の準備を整えましょう。
	警戒レベル2 大雨注意報 洪水注意報 氾濫注意情報 警戒レベル2 相当情報	●気象状況が悪化している状況。	●避難に備え、自らの避難行動を確認してください。
	警戒レベル1 早期注意情報	●今後、気象状況悪化のおそれがある状況。	●災害への心構えを高めましょう。

(2) 非常持ち出し品

非常持ち出し品は、まとめてリュックサックなどに詰め、いざというときすぐ持ち出せる場所に常備しておきましょう。また、非常持ち出し品を揃えるときは欲張りすぎず、男性で15kg、女性で10kg程度までの量におさえましょう。なお、次の表を参考に揃えておきましょう。

飲料水・食品	生活用品
<input type="checkbox"/> 飲料水（1人最低 2ℓ 1本） <input type="checkbox"/> 非常食 <input type="checkbox"/> 補助栄養食品（チョコ、あめ等）など	<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ、懐中電灯、ランタン <input type="checkbox"/> 乾電池、携帯電話 （充電器、モバイルバッテリー含む） <input type="checkbox"/> ヘルメット・防災ずきん、ふえ、タオル <input type="checkbox"/> 軍手・手袋、マスク、防寒具、雨具 <input type="checkbox"/> 着替え、下着、靴下、生理用品 <input type="checkbox"/> 救急セット、常備薬、歯磨きセット <input type="checkbox"/> 紙皿、紙コップ、缶切り、栓抜き <input type="checkbox"/> 割り箸、ライター、万能ナイフ、 <input type="checkbox"/> ティッシュ、トイレトーパー <input type="checkbox"/> ゴミ袋、簡易トイレ、ロープ、 <input type="checkbox"/> 筆記用具 など
貴重品	
<input type="checkbox"/> 現金、預金通帳・印鑑 <input type="checkbox"/> 健康保険証、お薬手帳 <input type="checkbox"/> 免許証 マイナンバーカードなど	

(3) 非常備蓄品

非常備蓄品は、ライフラインが復旧するまでの数日間を生活できるように、最低3日以上（できれば1週間）の備蓄に努めましょう。次の表を参考に揃えておきましょう。

特に、賞味（消費・使用）期限のあるものは、備蓄のためではなく普段から少し多めに購入するなど日常生活の中で無理なく備蓄できるよう心がけてください。

飲料水・食料・調理器具類	生活用品
<input type="checkbox"/> 飲料水（1人1日3ℓ位） <input type="checkbox"/> 食料（米、加工食品、缶詰 など） <input type="checkbox"/> 調味料（味噌、醤油、塩 など） <input type="checkbox"/> カセットコンロ、カセットボンベ <input type="checkbox"/> キャンプ用の食器セット など	<input type="checkbox"/> テント、防寒防水マット・シート <input type="checkbox"/> 毛布、寝袋、ビニールシート、ロープ <input type="checkbox"/> 洗面用具、綿棒、脱脂綿 <input type="checkbox"/> バール、スコップ、工具セット <input type="checkbox"/> 簡易トイレ（1人1日5回分位） <input type="checkbox"/> ろうそく <input type="checkbox"/> トイレトーパー <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者が必要とするもの など

(4) あると役立つもの

避難所での生活ではちょっとしたものに不自由したり、女性や子ども、高齢者など、人によって必要なものが異なります。次の表を参考に揃えておきましょう。

あると役に立つもの	女性の場合は・・・
<input type="checkbox"/> ラップ、アルミホイル <input type="checkbox"/> 携帯用浄水器	<input type="checkbox"/> 化粧品、生理用品 など
<input type="checkbox"/> 給水用ポリタンク、給水袋 <input type="checkbox"/> ウエットティッシュ、体拭き <input type="checkbox"/> 新聞紙 <input type="checkbox"/> スリッパ <input type="checkbox"/> タオル類 <input type="checkbox"/> 裁縫セット <input type="checkbox"/> 筆記用具（油性ペン） <input type="checkbox"/> 布製のガムテープ	小さな子どもがいる場合は・・・ <input type="checkbox"/> 子どもが泣き止む「お気に入り」のもの <input type="checkbox"/> 絵本やおもちゃ <input type="checkbox"/> ベビーキャリー、おんぶひも <input type="checkbox"/> ミルク、ほ乳びん、離乳食、スプーン <input type="checkbox"/> おむつ、ガーゼ <input type="checkbox"/> 母子手帳 など
<input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ <input type="checkbox"/> ほうき・ちりとり <input type="checkbox"/> 非常用電源 <input type="checkbox"/> 老眼鏡、補聴器、入れ歯 <input type="checkbox"/> 水の要らないシャンプー など	ペットがいる場合は・・・ <input type="checkbox"/> クレート（かご） <input type="checkbox"/> ハーネス、ひも <input type="checkbox"/> ペットフード <input type="checkbox"/> トイレセット、シートや砂 など

(5) 避難開始のタイミング

北原地区では、次のいずれかのタイミングで、安土コミュニティセンターへ避難を開始します。

- ① 琵琶湖の水位が B.S.L.+0.8m（避難判断水位）まで上昇
- ② 幹線排水路、安土川から溢れた時
- ③ 西の湖(下豊浦水位観測所)の水位が B.S.L.+0.8m(琵琶湖避難判断水位)まで上昇
- ④ 土砂災害降雨危険度メッシュ単位情報が「紫」になった時
- ⑤ 土砂災害警戒情報が発表された時
- ⑥ 避難指示が発令された時
- ⑦ 安土山の斜面にかけ崩れの予兆が見られる時
- ⑧ 土地改良区のポンプが停止した時

(6) 逃げ遅れた場合の対応

避難が遅れ、立退き避難が困難な場合は、次のとおり避難します。

避難経路が冠水や土砂崩れなどにより通れない時で、立退き避難が困難な場合

- ✓ 自宅 2 階（山と反対側の部屋）で待機
- ✓ 平屋の場合は、近所の **2 階等少しでも高い場所へ避難**

3.3 地区別避難計画

各地区で検討しました以下の避難計画の項目について、以降に整理しました。

- (1) 当該地区で想定される水害や土砂災害の特徴
- (2) 水害・土砂災害を想定した避難行動のタイムライン
- (3) 避難場所 ～防災マップ～
- (4) 区の避難行動時の連絡系統
- (5) 関係機関連絡先

北原自治会 避難計画

令和7年9月

② 土砂災害による水平避難

土砂災害の警戒区域・特別警戒区域では、土石流等に巻き込まれる可能性があります。

- ✓ 北原地区では、安土山の山沿いに多くの土砂災害警戒区域等があります。
- ✓ 土石流が発生すると避難が困難になることから、出来るだけ早い段階で、水田が浸水する前に安全なルートを使って、安全な場所に避難しましょう！
- ✓ 周りが浸水し、逃げ遅れた場合は、土石流の直撃を避けて、斜面から離れた近隣の住宅か、住宅2階の斜面と反対側の部屋に避難しましょう！！



図 3.8 土砂災害警戒区域等位置図

③ 避難経路（北原地区～安土コミュニティセンター）

近江八幡市から安土学区へ避難情報（高齢者等避難、避難指示）の発令があった場合や、避難情報の発令はないですが、北原地区周辺で経験したことのないような大雨が降り始めた場合、自宅から避難所へ避難します。

北原地区の最寄りの避難所（水害）は、安土コミュニティセンターです。

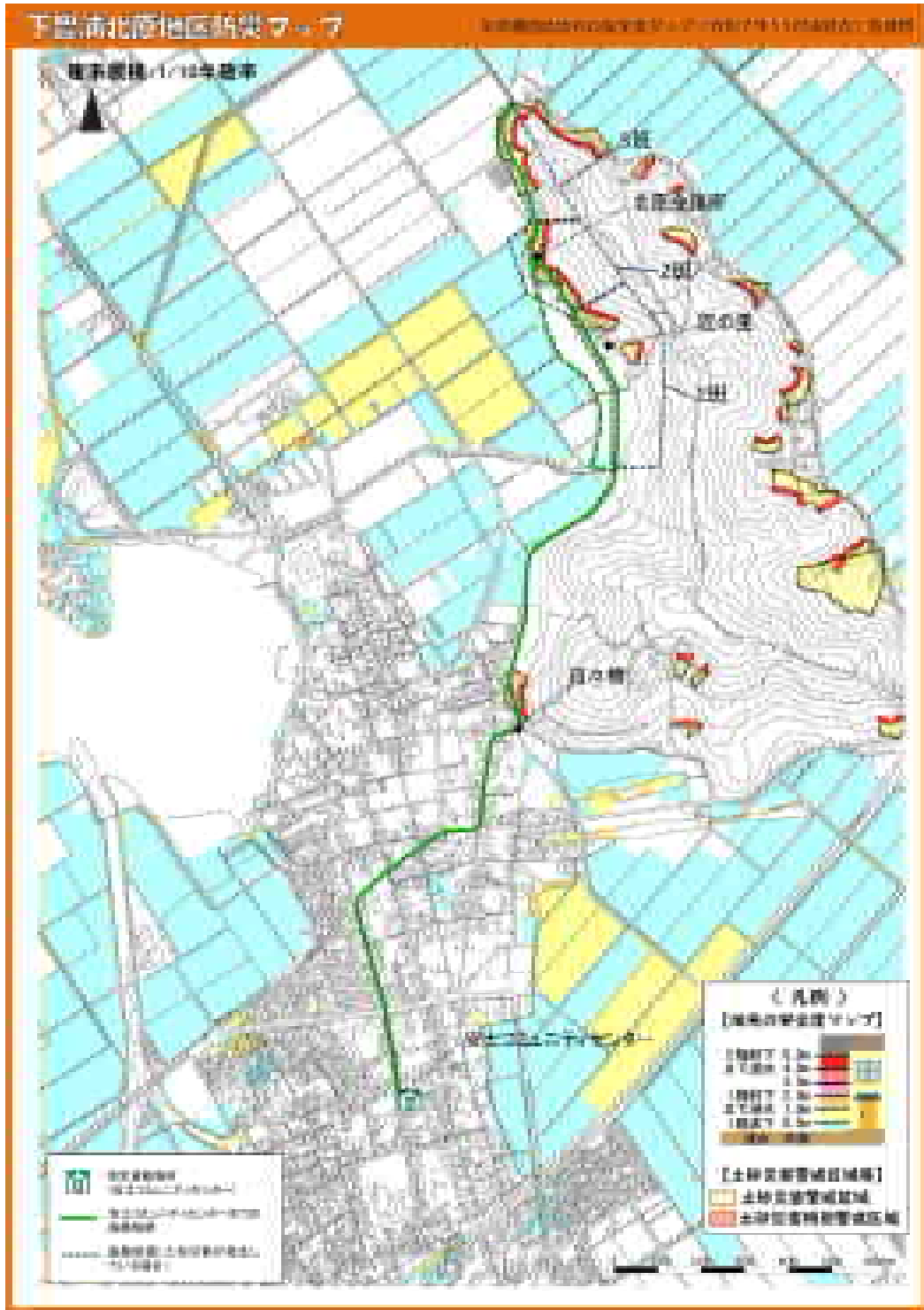
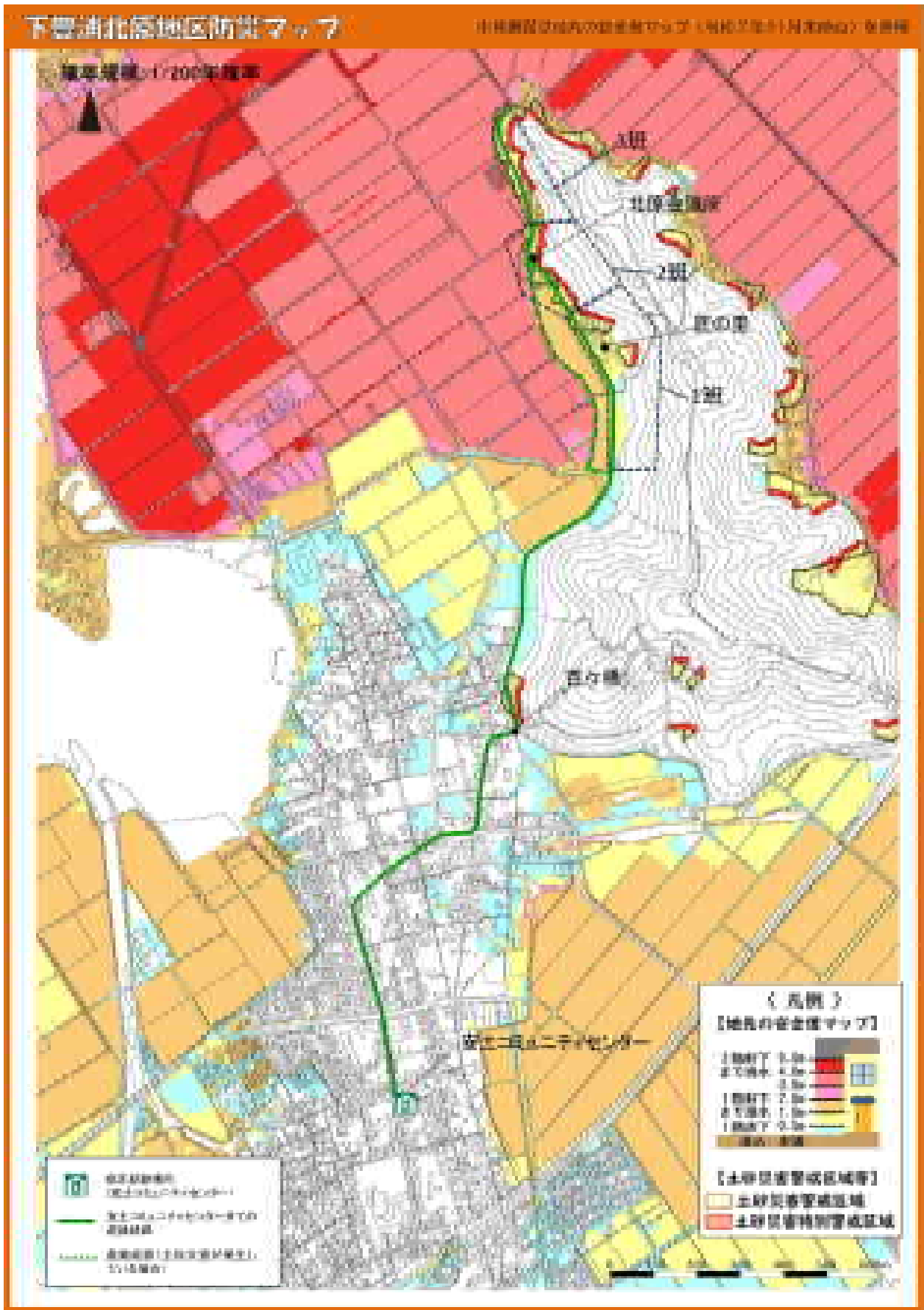


図 3.9 北原地区の避難経路図（1/10年確率降雨時）



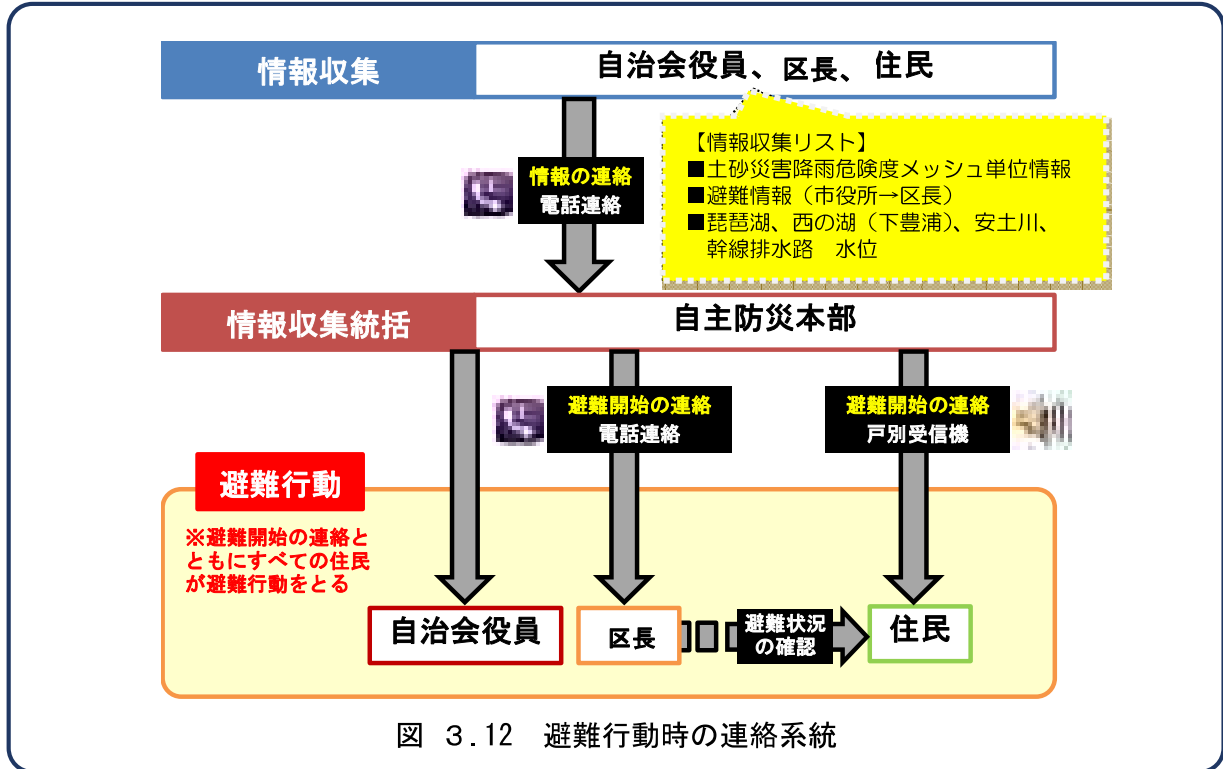
(2) 水害・土砂災害を想定した避難行動のタイムライン（北原地区）

判断の目安	北原地区の行動			
	区長	1班	2班	3班
大雨・洪水注意報の発表	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集(気象情報など) ・自宅待機 			
大雨・洪水警報の発表	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集(気象情報など) ・情報を集約 →各班長へ共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集(気象情報など) ・安土山の斜面、幹線排水路、西の湖(下豊浦水位観測所)、安土川の水位を確認 →異常があれば、班員から班長に、班長から区長に連絡 ・自宅待機 		
<p>【高齢者等避難】(警戒レベル3)が発令</p> <p>【参考情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域が「警戒」になる ・下豊浦(西の湖)の水位が+0.7mまで上昇 ・西の湖の水位が+0.7m(観測開始水位)まで上昇 	<ul style="list-style-type: none"> ・近江八幡市へ安土コミュニティセンターの開設状況を確認 →各班長へ開設状況を連絡 ・避難を開始した方の確認 	<p>要支援者(子供、高齢者等)の避難開始</p>	<p>【避難場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安土コミュニティセンター <p>(安土コミュニティセンターへ行けない場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣の安全な家屋 ・自宅2階(山と反対側の部屋) 	
<p>【避難指示】(警戒レベル4)が発令</p> <p>【参考情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域が「緊急」になる ・土砂災害警戒情報が発表される ・下豊浦(西の湖)の水位が+0.8mまで上昇 ・西の湖の水位が+0.8m(避難開始水位)まで上昇 ・安土山の斜面にけずれの予兆がある ・幹線排水路、安土川が溢れた ・土砂災害警戒区域が停止した 	<ul style="list-style-type: none"> ・各班長へ避難開始の連絡 ・避難を開始した方の確認 	<p>全員の避難開始</p>	<p>【避難を開始する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族の安否確認 ・班員から班長へ、避難開始の連絡 ・班長から区長へ、班員の避難状況の連絡 <p>【要支援者への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難の支援が必要な方に連絡 ・近隣の方への声かけ(情報の共有) 	
<p>緊急安全確保(警戒レベル5)が発令</p> <p>※必ず発令される情報ではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅2階(山と反対側の部屋)で待機 ・(周囲の道路が浸水していない場合)平屋から、近所の2階等少しでも高い場所へ避難 			



図 3.11 大雨時の避難行動フロー(案) (北原地区)

(4) 区の避難行動時の連絡系統（北原地区）（案）



(5) 関係機関連絡先（北原地区）

施設名	電話	FAX
安土コミュニティセンター（避難場所）	0748-46-2346	0748-46-6174
近江八幡市役所	0748-33-3111	-
滋賀県 東近江土木事務所	0748-22-7740	0748-23-4163
能登川消防署	0748-42-0119	0748-42-6617
近江八幡警察署安土警察官駐在所	0748-32-0110	-
東近江警察署伊庭警察官駐在所	0748-42-2110	-

(6) 今後の課題（北原地区）

① 避難体制づくりに向けた課題の整理

北原地区のこれまでの住民ワーキングでの意見をもとに、各地区の課題を整理しました。今後、県や市の支援を受けながら各地区の検討を進めます。

＜問題・課題点と対応策案（下豊浦北原地区）＞

	問題・課題点	対応策案
避難所	<ul style="list-style-type: none"> 安土コミュニティセンター（以下この表において「コミセン」という。）までの距離が遠い。 コミセンの駐車場が手狭で、避難する車が入れない可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 市で避難所の移転計画について検討中。仮に移転された場合駐車場の問題は解消するが、実現するまでは現状の避難先で避難計画を立てる必要がある。
要支援者の避難	<ul style="list-style-type: none"> 自家用車を所有しておらず、かつ、徒歩による避難が困難な人の、コミセンまでの避難手段をどうするか。 	<ul style="list-style-type: none"> 近くの住民間で、自家用車の乗り合いにより避難する。 乗合タクシーの活用や安土学区生活支援グループ「ともに」（任意団体）の協力を検討する。 お助けマップについては、個人のプライバシーへの干渉度合いが難しいため、今後検討する。
避難体制	<ul style="list-style-type: none"> 各班長（1班～3班）でどれだけの役割を担うか、どこまで判断するか、班長から班員の誰に電話をかけて知らせるかまでは決まっていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 区長や各班長に負担が集中しない体制について、今後検討する。
情報の共有方法	<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話やLINEを活用できない方へ、どのように情報共有するか。 	<ul style="list-style-type: none"> 役員（区長、各班長）はグループLINEを作成しているため、情報共有ができるが、その他の住民へは、世帯ごとに連絡手段を変えるなど今後検討する。

[令和7年9月時点]

② 防災訓練の実施

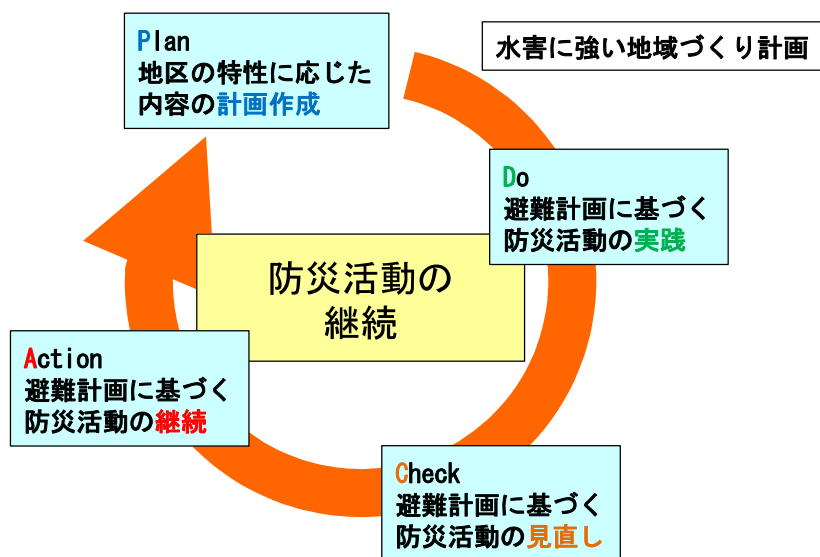
災害が発生したときに事故等のトラブルなくスムーズに避難できるよう、防災訓練（避難訓練）を毎年実施して避難手順を確認します。

③ 本計画の定期的な見直し

A) PDCA サイクルによる計画のブラッシュアップ

北原地区では、このたび「水害・土砂災害に強い地域づくり計画 WG」を通して地区居住者の御意見を反映した「近江八幡市下豊浦地区北原 水害・土砂災害に強い地域づくり計画」(Plan) を作成しました。

今後、避難訓練(Do)を継続的に行うとともに、訓練の評価と課題点の抽出(Check)を行い、「水害・土砂災害に強い地域づくり計画」を定期的に更新し、今後より安心できる防災活動(Action)を継続していきます。



第4章 とどめる対策（安全な住まい方）

4.1 水害に強いまちづくり・住まいの方針

- ✓ 降雨時の雨水貯留浸透機能を維持できる農地を保全しましょう。
- ✓ 家を新築する時や建て替える時は、「地先の安全度マップ」を参考に2階床面の高さを想定水位より高くし、避難空間のある家になるようにしていきましょう。
- ✓ 滋賀県の「浸水警戒区域制度」「宅地嵩上げ浸水対策促進事業」を活用しましょう。

4.2 まちを守る農地を守りましょう

- ✓ 北原地区では、1/200年確率の大雨により、地盤の低い水田や家屋が浸水すると予測されています。
- ✓ 安土山の北西部に土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域が設定されています。
- ✓ 農地は、降雨時において雨水貯留浸透機能があるため、今後も機能が果たせるように、農地としての土地活用を続けていきましょう。

4.3 リスクに応じた住まい方

(1) 水害に強い家の建て方

逃げ場所のある家とするには、以下に示すように、盛土を施す、バルコニーを作る、基礎を高くするなどの方法があります。浸水面より下となる部分は、浸水しても耐えられる丈夫さも求められます。

また、今すぐ行うことは難しいですが、住んでいる家の建替えなどに合わせて、2階床面の高さを「地先の安全度マップ」の想定水位より高くし、逃げ場所のある家となるようにしていきましょう。

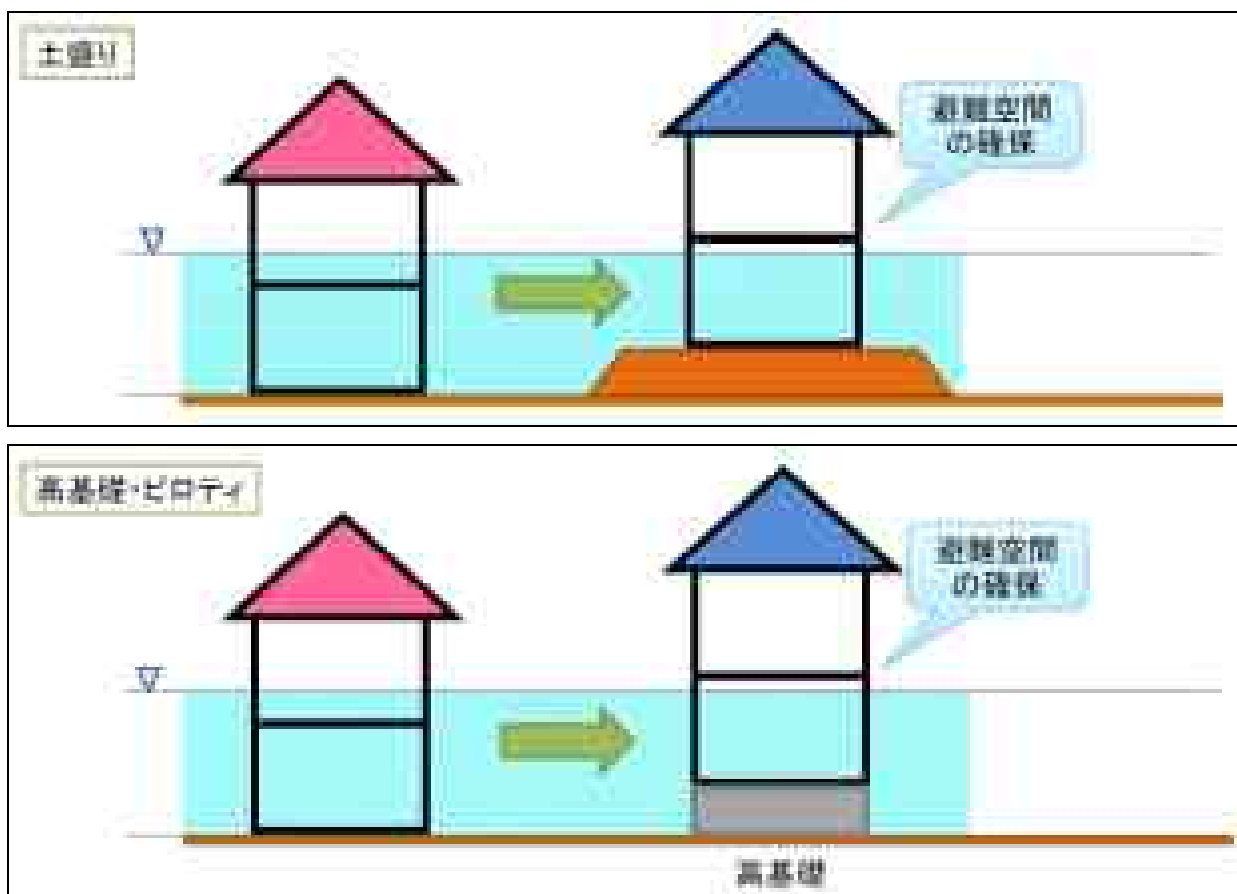


図 4.1 安全な避難空間の確保方法（1/2）

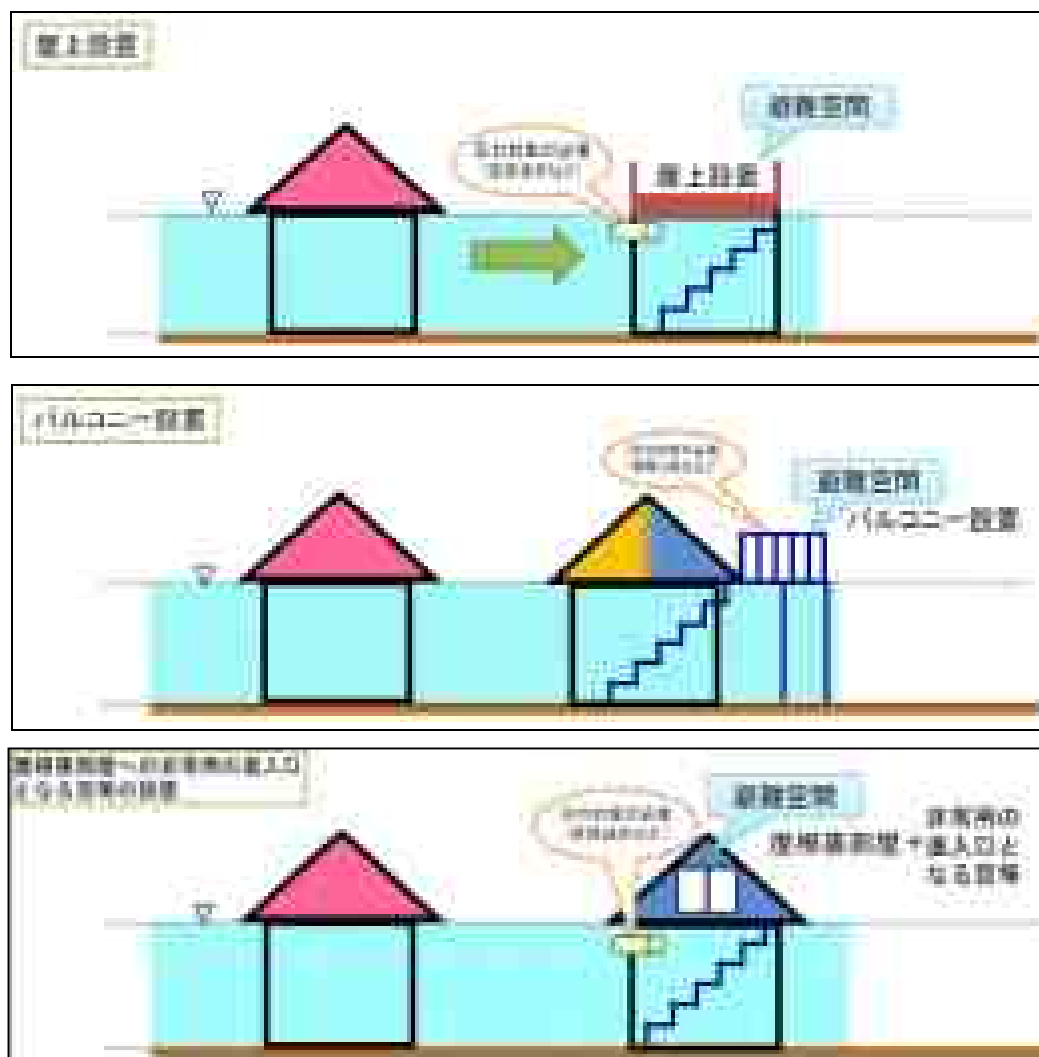


図 4.2 安全な避難空間の確保方法 (2/2)

※ 水害に対して安全な家づくり・地盤高の詳細については、
滋賀県流域治水政策室へお尋ねください。

滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室
電話 077-528-4291 FAX 077-528-4904

4.4 「浸水警戒区域制度」の活用

(1) 「浸水警戒区域制度」の概要

滋賀県では「地先の安全度マップ」で1/200年確率で発生する大雨により想定される浸水深さがおよそ3m以上となる範囲を浸水警戒区域として指定する予定です。

指定された区域内で建物の新築・増築・改築をする時には、『滋賀県流域治水に関する条例』に基づき、避難空間のある安全な家であることの確認を受け、建築の許可を得る必要があります。

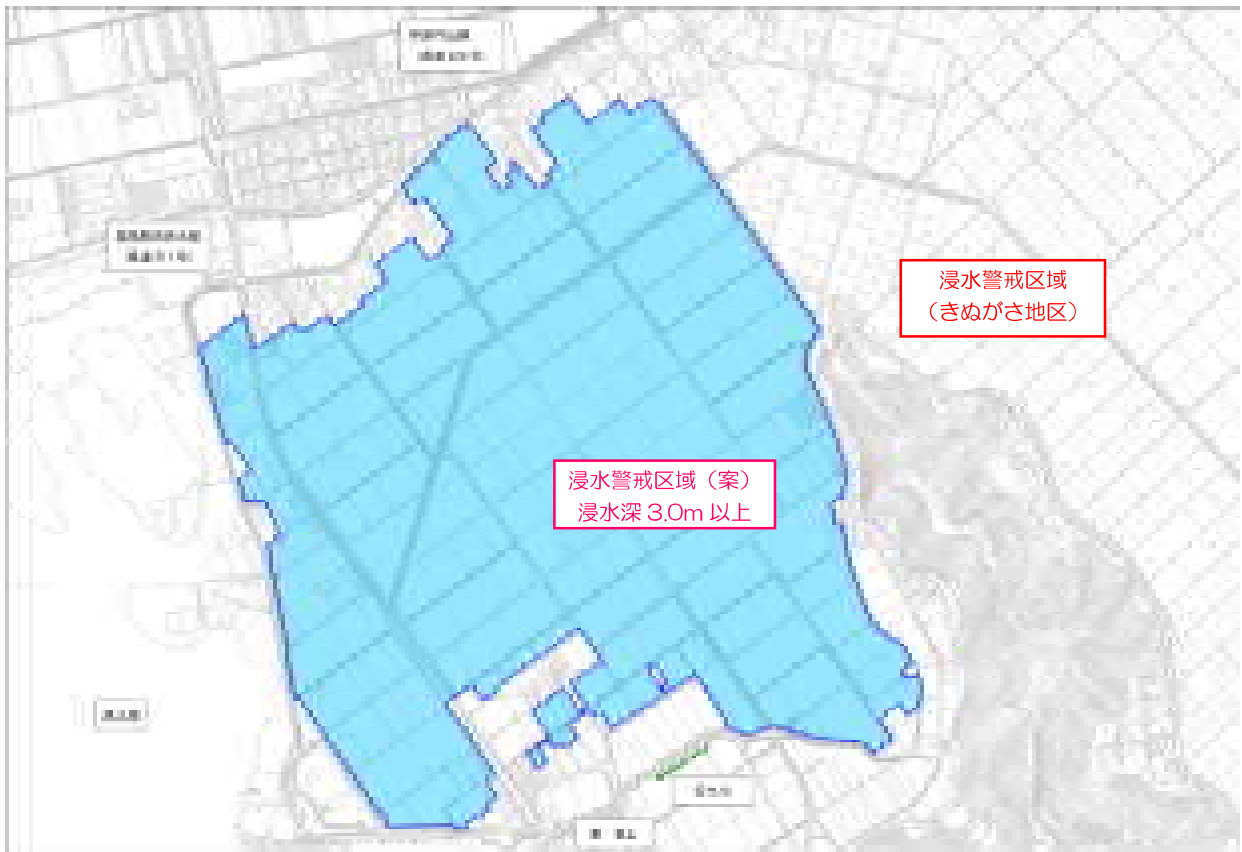
問合せ先は、滋賀県流域治水政策室です。

(2) 下豊浦地区における浸水警戒区域



「地先の安全度マップ」（降雨規模1/200の時の浸水深図）で浸水深3m以上となる範囲

図 4.3 浸水警戒区域図（北原地区周辺）



「地先の安全度マップ」(降雨規模 1/200 の時の浸水深図)で浸水深 3m 以上となる範囲

図 4.4 浸水警戒区域図(全体)

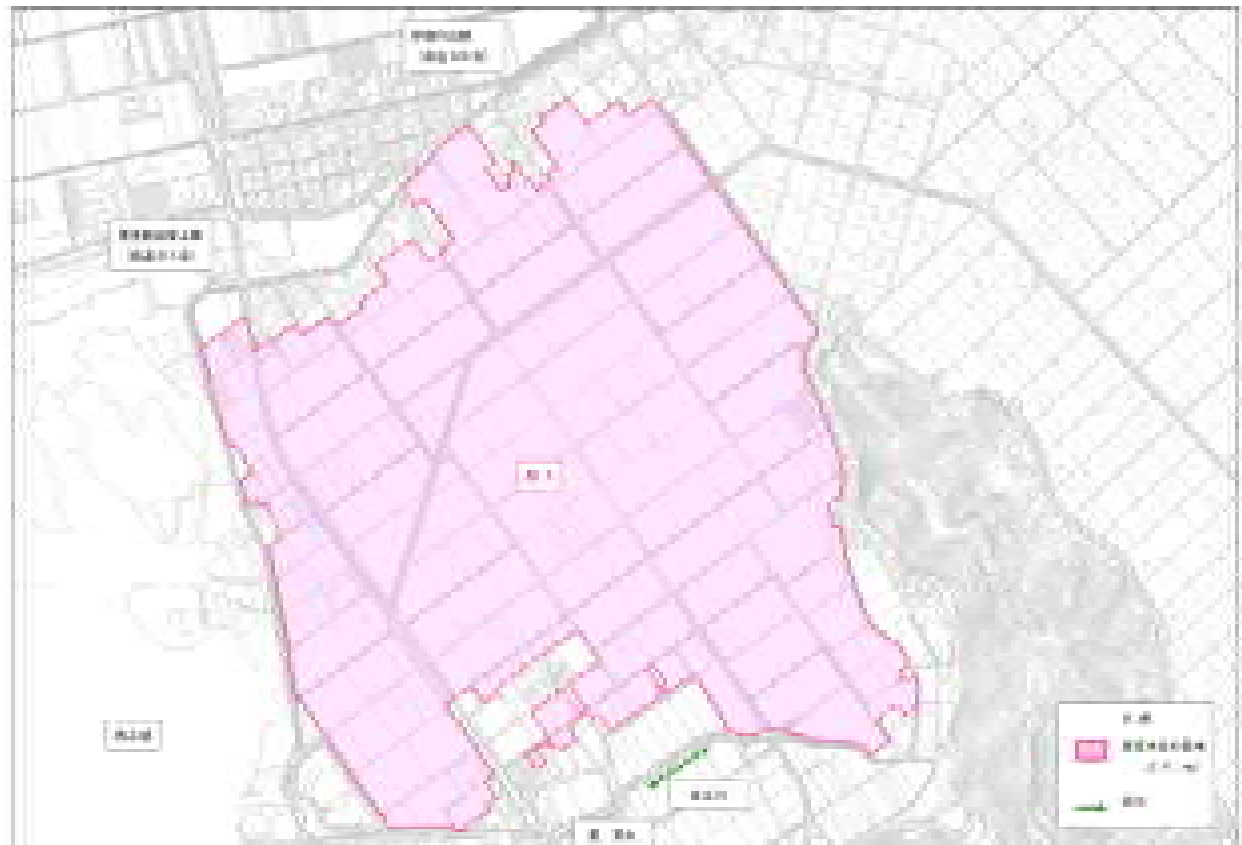


図 4.5 想定浸水深図

近江八幡市安土町 下豊浦北原地区

水害・土砂災害に強い地域づくり計画

令和7年9月